

土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則 平成12年3月31日規則第56号</p>	<p>○土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則 平成12年3月31日規則第56号</p>
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>
<p>(許可の申請)</p>	<p>(許可申請書の提出)</p>
<p>第2条 法第76条第1項の規定による建築行為等の許可を受けようとする者は、土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書(別記様式第1号)に次に掲げる図書を添えて正本1部及び副本2部を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第2条 法第76条第1項の規定による建築行為等の許可を受けようとする者は、土地区画整理事業施行地区内行為許可申請書(別記様式第1号)に次に掲げる図書を添えて正副2部を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 位置図</p>	<p>(1) 位置図</p>
<p>(2) 配置図</p>	<p>(2) 配置図</p>
<p>(3) 平面図</p>	<p>(3) 平面図</p>
<p>(4) 立面図</p>	
<p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>(意見書の提出)</p>	
<p>第3条 施行者は、法第76条第2項の規定による意見を意見書(別記様式第2号)により市長に提出するものとする。</p>	
<p>(許可等)</p>	<p>(許可書)</p>
<p>第4条 市長は、第2条の申請があったときは、許可の可否を決定し、その旨を土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可(不許可)決定通知書(別記様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。</p>	<p>第3条 前条の申請に対する許可は、別記様式第2号によるものとする。この場合において、法第76条第3項の規定による期限その他必要な条件の付加を行うときは、別記様式第3号によるものとする。</p>
	<p>2 前条の申請に対する許可をしないときは、別記様式第4号によるものとする。</p>
	<p>(意見の聴取の内容)</p>
	<p>第4条 法第76条第2項の規定による施行者からの意見の聴取は、当該申請に係る行為が土地区画整理事業の障害となるおそれの有無その他について、行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>(補則)</u> <u>第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	